

農地利用集積・集約化基金に係る基本的事項の公表

○基金の名称 長野県農地利用集積・集約化基金

○基金の額

1. 農地中間管理機構事業に係る事業資金

(単位:千円)

	25年度	26年度			合計
	補正	当初	補正	計	
基金造成額	508,265	363,163	9,210	372,373	880,638
うち国費相当額	508,265	363,163	9,210	372,373	880,638

2. 機構集積協力金交付事業に係る事業資金

(単位:千円)

	25年度	26年度			合計
	補正	当初	補正	計	
基金造成額	567,653	371,112	652,417	1,023,529	1,591,182
うち国費相当額	567,653	371,112	652,417	1,023,529	1,591,182

3. 農地台帳システム整備事業に係る事業資金

(単位:千円)

	25年度	合計
	補正	
基金造成額	185,266	185,266
うち国費相当額	185,266	185,266

○基金事業等の概要

1. 農地中間管理機構事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構(以下「機構」という。)を設立し、農地の集積・集約化に取り組むために必要となる次の事業に係る経費について補助する。

(1) 借受農地管理等事業

機構が借り受けた農用地等の賃料及び保安全管理に要する経費について補助金を交付

(2) 農地集積奨励金交付事業

機構が行う担い手への農地集積・集約化を促進し、併せて機構における農地の滞留を防止する観点から、機構の貸付率に応じて奨励金を交付

(3) 農地中間管理事業等推進事業

・県推進事業

事業の実施に係る推進活動及び指導監督等の実施

・機構運営事業

機構の運営及び業務委託等に必要となる経費について補助金を交付

2. 機構集積協力金交付事業

担い手への農地の集積・集約化を加速するため、機構を通じた農地の集積・集約化等を促進するために必要となる次の事業に係る経費について、市町村に対して補助する。

(1) 地域集積協力金交付事業

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた地域に対し協力金を交付

(2) 経営転換協力金交付事業

機構に農地を貸し付けることにより、経営転換又はリタイアした農業者及び農地の相続人に対し協力金を交付

(3) 耕作者集積協力金交付事業

機構が借り受け若しくは所有している農地又は農地中間管理事業の推進に関する法律第17条2項の規定に基づき公表された借受希望者の応募情報に記載された借受希望者が耕作する農地の隣接農地を機構に貸し付けた所有者等に対し協力金を交付

3. 農地台帳システム整備事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農業委員会による農地情報の公開及び農地台帳の電算化・地図化に必要となる経費について補助する。

4. 事業関係通知、パンフレット等

① 農地集積・集約化促進事業補助金交付要綱

② 長野県地域集積協力金事業実施要綱

③ 地域営農基盤強化総合対策事業補助金交付要綱

④ 農業委員会補助金等交付要綱

○基金事業等を終了する時期

平成36年度(予定)

○基金事業等の目標

平成35年度に担い手が利用する耕地面積を全耕地面積の68%とする。

	平成22年度	平成35年度
長野県全耕地面積	111,200ha	104,400ha
うち担い手が利用する面積	43,628ha	70,500ha
担い手が利用する面積率	39%	68%

○給付対象となる事務又は事業関係

1. 農地中間管理機構事業

(1) 借受農地管理等事業

・採択に当たっての申請方法	農地集積・集約化 事業促進事業補助金交付要綱第1の(7)に規定している農地集積・集約化対策実施要綱の第6の4(1)参照
・申請期限	通知により規定
・審査基準	農地集積・集約化 事業促進事業補助金交付要綱第1の(7)に規定している農地集積・集約化対策実施要綱の第3の1の(1)別記1参照
・審査体制	担当部局において審査

(2) 農地中間管理事業等推進事業

・採択に当たっての申請方法	農地集積・集約化 事業促進事業補助金交付要綱第1の(8)に規定している農地集積・集約化対策実施要綱の第6の4(1)参照
・申請期限	通知により規定
・審査基準	農地集積・集約化 事業促進事業補助金交付要綱第1の(8)に規定している農地集積・集約化対策実施要綱の第3の1の(1)別記1参照
・審査体制	担当部局において審査

2. 機構集積協力金交付事業

(1) 地域集積協力金

・採択に当たっての申請方法	地域営農基盤強化総合対策事業補助金交付要綱第2のIの4に規定している農地集積・集約化対策実施要綱の第6の4に(2)参照
・申請期限	通知により規定
・審査基準	長野県地域集積協力金事業実施要綱の第3参照
・審査体制	担当部局において審査

(2) 経営転換協力金

・採択に当たっての申請方法	地域営農基盤強化総合対策事業補助金交付要綱第2のIの4に規定している農地集積・集約化対策実施要綱の第6の4に(2)参照
・申請期限	通知により規定
・審査基準	地域営農基盤強化総合対策事業補助金交付要綱第2のIの4に規定している農地集積・集約化対策実施要綱の第3の2別記2参照
・審査体制	担当部局において審査

(3) 耕作者集積協力金

・採択に当たっての申請方法	地域営農基盤強化総合対策事業補助金交付要綱第2のIの4に規定している農地集積・集約化対策実施要綱の第6の4に(2)参照
・申請期限	通知により規定
・審査基準	地域営農基盤強化総合対策事業補助金交付要綱第2のIの4に規定している農地集積・集約化対策実施要綱の第3の2別記2参照
・審査体制	担当部局において審査

3. 農地情報公開システム等整備事業

・採択に当たっての申請方法	〇〇補助金交付要綱第〇に規定している農地集積・集約化対策実施要綱の第
・申請期限	通知により規定
・審査基準	〇〇補助金交付要綱第〇に規定している農地集積・集約化対策実施要綱の第3の3別記3参
・審査体制	担当部局において審査